

小田原市個人番号の利用に関する条例等の一部改正について

1 背景

本市では、条例に基づき医療費助成の申請の受理、審査、決定を行っていますが、決定を行う際の情報として、医療保険各法による保険情報が必要です。窓口で従来の健康保険証を提示できない場合等の対応として、個人番号による情報連携により、本市が保有する国民健康保険関係情報を取得することで申請者からの添付書類等の提出を省略し、申請者の利便性の向上を図るため、小田原市個人番号の利用に関する条例等の一部を改正し、必要な事項を追加するものです。

【今回対象となる医療費助成】

①小児医療費助成 ②ひとり親家庭等医療費助成 ③重度障害者医療費助成

2 改正する条例等

- (1)小田原市個人番号の利用に関する条例
- (2)小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則

3 改正内容

(1) 小田原市個人番号の利用に関する条例

別表第2に定める次の①～③の事務のために利用できる特定個人情報に、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による資格及び給付に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）を追加します。

- ①小田原市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
- ②小田原市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
- ③小田原市重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

(2) 小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則

条例の改正に伴い、個人番号による情報連携で利用する国民健康保険関係情報の詳細を次のとおり定めます。

特定個人情報	利用する事務
国民健康保険の被保険者の資格に関する情報	小田原市小児医療費助成条例第5条の医療費の助成の申請に係る事実についての審査
	小田原市小児医療費助成条例第7条第1項の届出に係る事実についての審査
	小田原市小児医療費助成条例施行規則第9条第1項の医療証の有効期間の更新に係る審査
	小田原市ひとり親家庭等医療費助成条例第5条の医療費の助成の申請に係る事実についての審査
	小田原市ひとり親家庭等医療費助成条例第7条第1項若しくは第3項の届出に係る事実についての審査
	小田原市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第13条第1項の医療証の有効期間の更新に係る審査
	小田原市重度障害者医療費助成条例第5条の医療費の助成の申請に係る事実についての審査
	小田原市重度障害者医療費助成条例第7条第1項の届出に係る事実についての審査
	小田原市重度障害者医療費助成条例施行規則第5条第1項の医療証の有効期間の更新に係る審査
国民健康保険の被保険者の保険給付の支給に関する情報	小田原市重度障害者医療費助成条例施行規則第7条第1項の助成費支給の申請に係る審査

3 施行年月日（予定）

令和5年（2023年）10月1日